

市 民 生 活



住 民 事 務
国 民 年 金
山 形 市 斎 場
防 犯 ・ 暴 力 追 放
交 通 安 全 対 策
消 費 者 行 政
計 量 行 政
市 民 相 談
情 報 公 開
個 人 情 報 保 護
国 民 健 康 保 險

住 民 事 務 （市民課）

1 証明書交付事務

証明書等交付数（令和6年3月31日現在）

（単位：通）

種別	令和元	令和2	令和3	令和4	令和5
住 民 票 の 写 し	113,694 (26,231) <2,549>	112,359 (26,368) <5,301>	107,158 (22,780) <10,369>	105,972 (19,791) <17,549>	99,826 (20,764) <30,242>
戸 籍 の 附 票	13,525 (548) <42>	13,213 (435) <81>	13,076 (473) <198>	13,732 (418) <302>	14,288 (385) <588>
住民票記載事項証明	2,118	1,943	2,145	1,964	1,841
戸籍全部事項証明書	36,510 (6,094) <208>	34,452 (5,468) <445>	32,423 (4,979) <888>	33,885 (5,112) <1,757>	38,094 (6,053) <5,228>
戸籍個人事項証明書	9,509 (3,437) <115>	8,682 (2,115) <218>	6,792 (1,679) <555>	7,056 (1,745) <982>	7,098 (1,153) <2,317>
除 籍 謄 抄 本	38,290 (2,099)	37,218 (1,963)	39,985 (1,890)	40,117 (2,245)	41,943 (2,138)
戸籍記載事項証明	992	702	798	865	90
印 鑑 登 録 証 明	68,150 (21,599) <1,991>	65,720 (20,482) <3,694>	59,596 (17,546) <7,129>	59,857 (15,580) <11,679>	59,250 (12,712) <22,122>
そ の 他 の 証 明	4,312	3,821	4,109	4,185	3,612
臨 時 運 行 の 許 可	970	969	875	806	747
商 品 標 識 の 許 可	39	41	41	35	40
合 計	288,109 (60,008) <4,905>	279,120 (56,831) <9,739>	266,998 (49,347) <19,139>	268,474 (44,891) <32,269>	266,829 (43,205) <60,497>

（ ）書きは即日交付（4コミュニティセンター・証明コーナー）分、< > 書きはコンビニ及びマルチコピー機交付分。広域交付住民票はその他の証明、戸籍証明は戸籍全部・個人事項証明書及び除籍謄抄本に含む。

(1) 諸証明書の交付時間の延長

諸証明書（住民票の写し、戸籍謄・抄本、印鑑登録証明書、年金現況届、住民票記載事項証明書）の交付時間を午後6時まで延長している（さらに、3～4月の繁忙期は午後7時まで延長）。

(2) コミュニティセンターにおける諸証明書の即日交付

滝山・金井・南沼原・千歳の4コミュニティセンターにおいて、住民票の写し、印鑑登録証明書、戸籍謄・抄本の即日交付を行っている。

(3) 霞城セントラル「市民課証明コーナー」

霞城セントラルビル内に市民課証明コーナーを設置し、住民票の写し、印鑑登録証明書、戸籍謄・抄本の即時交付を平日の午前9時から午後6時まで行っている。

(4) マイナンバーカード利用による証明書のコンビニ交付

平成28年10月3日から、マイナンバーカード利用による全国のコンビニエンスストアでの住民票の写し、印鑑登録証明書、戸籍全部・個人事項証明書、戸籍の附票の写しの交付を開始した。自動交付機による諸証明書の交付については、平成30年12月28日をもってサービスを終了した。

(5) 「広告付き窓口案内表示システム」の運用

平成30年6月25日から、各種届出受付用の発券機等の更新に併せて、広告や市政情報等を表示するモニターを導入。待ち時間の快適化等とともに、広告収入による市の経費削減及び新たな財源確保を開始した。また、窓口や待合の混雑軽減を図るため、令和2年9月からインターネットで呼出番号や待ち人数が確認できる待合状況公開システムを追加した。

(6) 市民課窓口でのキャッシュレス決済

令和3年10月1日から、クレジットカード・電子マネー・コード決済が利用できる決済端末を市民課会計窓口を導入し、キャッシュレス決済を開始した。

(7) 市民課窓口マルチコピー機導入

新型コロナウイルス感染症の感染が拡大する中、市役所窓口の混雑を起因とした新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するため、マルチコピー機を、令和5年3月13日から市役所市民課の窓口を設置した。

(8) 戸籍証明書の広域交付請求

令和6年3月1日から、戸籍証明書の広域交付請求が開始された。



2 住民登録及び戸籍事務等

各種届出取扱件数（令和6年3月31日現在）

世帯数 105,741世帯 人口236,855人（うち外国人住民 1,705人） 本籍数 98,154戸籍 本籍人口 235,087人

（単位：件）

種別		年度	平成30	令和元	令和2	令和3	令和4	令和5
住民登録	転入		6,650	6,489	5,982	5,825	6,514	5,959
	転出		6,650	6,635	6,050	6,091	6,472	6,208
	転居		5,574	5,588	5,354	5,411	5,239	4,921
印鑑	登録		8,253	8,019	7,543	7,076	7,253	6,654
	廃止		8,261	8,346	7,703	7,490	7,674	7,462
戸籍	出生		2,407	2,232	2,152	2,115	2,058	1,839
	死亡		3,296	3,274	3,287	3,377	3,529	3,716
	婚姻		2,296	2,415	2,025	1,958	1,938	1,891
	離婚		512	501	449	446	440	424
	転籍		1,005	1,033	894	884	959	851
	認知		15	35	17	21	14	17
	養子縁組		196	195	200	193	153	168
	養子離縁		63	59	50	73	48	55
	入籍		384	360	355	370	352	317
	分籍		40	43	32	26	37	53
	その他		483	472	451	419	465	395
原付自転車標識	交付		971	1,009	985	1,043	1,038	905
	廃車		1,388	1,347	1,184	1,134	1,161	999
合 計			48,444	48,052	44,713	43,952	45,119	42,834

外国人国籍別人口（令和6年4月1日現在）

国 籍	人 口	国 籍	人 口	国 籍	人 口
オーストラリア	9	ハンガリー	1	スペイン	2
ベルギー	1	インド	14	スウェーデン	2
ボリビア	1	インドネシア	66	スイス	1
ブラジル	14	アイルランド	7	シンガポール	3
ミャンマー	32	朝鮮	14	タイ	23
バングラディシュ	38	韓国	279	タンザニア	1
ブルネイ	3	ラオス	2	トリニダード・トバゴ	2
カンボジア	12	マレーシア	10	南アフリカ共和国	2
カナダ	5	モンゴル	14	英国	19
スリランカ	3	モロッコ	1	米国	67
チリ	1	ネパール	90	ウクライナ	2
中国	359	オランダ	3	ウズベキスタン	3
台湾	45	ニュージーランド	2	ベトナム	265
キューバ	1	ナイジェリア	3	サモア	1
フィンランド	1	パラグアイ	1	ザンビア	1
フランス	4	パキスタン	6	ジンバブエ	1
ドイツ	8	ペルー	6	無国籍	1
ガーナ	1	フィリピン	238	出生による経過滞在者	1
ギリシャ	1	ルーマニア	6	合 計	1,705
ガンビア	1	ロシア	5		

(1) マイナンバー制度

「マイナンバー法」が平成27年10月5日に施行され、国民一人ひとりにマイナンバーが通知された。平成28年1月より、申し込みをされた方へのマイナンバーカードの交付を開始した。令和6年3月末現在、保有枚数は178,773枚（人口比74.4%）。

(2) おくやみ窓口

令和4年6月8日から、死亡に関する様々な手続きをまとめてワンストップで受付する「おくやみ窓口」を開設した。

国 民 年 金（市民課）

国民年金事業は政府管掌であるが、地方自治法による法定受託事務及び国民年金市町村事務処理基準により、事務の一部を市が実施している。

主な事務として、第1号被保険者に係る資格異動・給付裁定・保険料免除申請等の受付と日本年金機構への進達であるほか、協力連携事務として、年金相談及び広報活動を実施している。

1 国民年金被保険者数（令和6年3月31日現在）

区 分	被 保 険 者
第 1 号 被 保 険 者	21,860 人
任 意 加 入 被 保 険 者	321 人
計	22,181 人

※山形年金事務所調べ

2 資格異動等窓口受付状況（令和5年度）

種 類	新規（20歳等）	取得（2号から1号被保険者へ）	取得（3号から1号被保険者へ）	転 入	高齢任意加入
受 付 件 数	267 件	3,322 件	404 件	937 件	24 件

種 類	資格喪失	付加・農年加入	付加・農年辞退	資格得喪修正	合 計
受 付 件 数	316 件	85 件	3 件	0 件	5,358 件

3 年金請求等窓口受付状況（令和5年度）

種 類	老齢基礎年金請求	障害基礎年金請求	遺族基礎年金請求	死亡一時金裁定請求
受 付 件 数	20 件	71 件	0 件	12 件

種 類	障害基礎年金未支給請求	障害基礎年金死亡届	寡婦年金請求	合 計
受 付 件 数	6 件	3 件	1 件	113 件

4 国民年金保険料免除・学生納付特例申請受付状況（令和5年度）

区 分	一般免除申請 （令和5年7月分保険料から）	学生納付特例
受 付 件 数	548 件	268 件

山 形 市 斎 場（市民課）

1 施設の概要

所 在 地	山形市寿町 8 番 24 号
管 理 運 営	指定管理者 やまがた斎苑管理グループ
竣 工 年 月	昭和 59 年 4 月
建 物	延面積 1,378.67 m ² 鉄筋コンクリート造 地上 2 階地下 1 階
炉 基 数	5 基（普通炉 4 基・大型炉 1 基）
霊 柩 車	2 台 マイクロバス型・ワゴン型（大型炉用棺対応）

2 斎場並びに霊柩車利用状況

（令和 5 年度実績）

区 分	斎 場 利 用 状 況				霊柩車利用状況
	10 歳以上	10 歳未満	その他	計	
市 内	3,174	0	185	3,359	225
市 外	323	1	4	328	0
計	3,497	1	189	3,687	225

防 犯 ・ 暴 力 追 放（市民課）

1 山形市防犯活動の推進

山形市防犯推進条例の理念に基づき、市民の防犯意識の高揚と自主的な防犯活動の推進を図るため活動を行っている。交通安全指導車等(かもしか号) 4 台に青色回転灯を装着し、下校時に通学路を中心に防犯パトロールを実施。また、年金受給日等での広報啓発活動をはじめ、中心市街地の繁華街である七日町地内及び山形駅前大通りに合計 4 箇所、計 6 台の防犯カメラを設置し、犯罪の未然防止を推進している。

2 山形市暴力団排除の推進

山形市暴力団排除条例の理念に基づき、暴力団の不当な活動を排除するため活動を行っている。山形市では「公共事業等からの暴力団排除の推進に関する合意書」を山形警察署と締結しており、契約や補助金申請等を申し出た者が、暴力団や暴力団員に該当するか否かの照会を山形警察署に行い暴力団排除に努めている。

3 犯罪被害者等支援

(1) 山形市犯罪被害者等支援条例の制定

令和 4 年 3 月に、犯罪被害者等を支える地域社会の形成を図ることを目的に、山形市犯罪被害者等支援条例を制定した。犯罪被害者等の支援に関し基本理念を定め、市、市民等及び事業者の責務を明らかにするとともに、早期回復支援をはじめとした犯罪被害者等の支援に関する事項を定めている。

(2) 見舞金の支給（山形市犯罪被害者等見舞金支給要綱）

- ・遺族見舞金 30 万円(傷害見舞金の支給を受けた場合は 20 万円)
- ・傷害見舞金 10 万円

※ 令和 4 年度、令和 5 年度とも実績なし

4 DV 及びストーカー行為等の被害者保護支援

加害者の、「住民基本台帳の一部の写しの閲覧」「住民票の写しの交付請求」「戸籍の附票の写しの交付請求」等に制限をかけ住所が知られないようにし、被害者の保護を図っている。

5 山形市防犯協会

防犯思想の普及と啓発に努め、明るい地域社会の実現を目指している。現在、28 の支部が「自らの地域は自らが守る」ことを念頭に、地域において各種防犯活動を行っている。

6 山形市暴力のない明るい社会をつくる協議会

市民の総意を結集し暴力団追放三不運動＋1（プラスワン）（①暴力団を恐れない ②暴力団に金を出さない ③暴力団を利用しない＋暴力団と交際しない）の推進により、あらゆる暴力を追放し、市民の安全と秩序の維持及び地域社会の健全な発展に努めている。協議会は、山形市自治推進委員長連絡協議会・山形市防犯協会・山形市青少年育成推進員連絡協議会等107団体で組織している。

交 通 安 全 対 策（市民課）

1 山形市交通安全活動

各季交通安全県民運動への参加・飲酒運転撲滅・高齢者の交通事故防止などについて、広報やまがたをはじめとした広報啓発活動を実施し、交通安全施策の計画的な推進を図っている。

2 地区（学区）交通安全の推進

関係機関等と緊密に連携し、児童・生徒の交通安全指導及び交通安全思想の啓蒙や、山形市交通指導員を配置し通学等の安全確保を図っている。令和6年6月1日現在64カ所：指導員58人、指導団体3団体（6カ所分）

地区（学区）内における交通安全の推進や、交通事故防止の環境整備を目的に組織された地区交通安全団体に対して助成を行っている。（令和5年度 33団体）

3 交通安全教育の推進

現在6人の交通安全専門指導員が、幼児・小学生・中学生・高齢者等の交通安全教育や指導を行っている。

(1) 幼児に対する交通安全教育

幼稚園・保育園・こども園、育児サークル等において、3歳から5歳の未就学児及び保護者を対象に、分かりやすく交通安全思想の啓蒙を図っている。

令和5年度交通安全教室開催数 281回 受講者数 11,853人

(2) 児童・生徒に対する交通安全教育

小・中学校等において、各学年に合わせた交通安全教育と正しい歩行、正しい自転車の乗り方等の指導を行い、交通安全思想の啓蒙を図っている。

令和5年度交通安全教室開催数 117回 受講者数 6,893人

(3) 高齢者に対する交通安全教育

老人クラブ等で開催する交通安全教室で、交通安全思想の啓蒙を図っている。

令和5年度交通安全教室開催数 11回 受講者数 262人

4 山形市交通安全計画及び実施計画

「第11次山形市交通安全計画」（令和3年度～令和8年度）に基づき、8つの柱（交通安全思想の普及徹底・安全運転の確保・道路交通環境の整備・車両の安全性の確保・道路交通秩序の維持・救助救急活動の充実・交通事故被害者等支援の推進・交通事故調査分析の充実）を軸とする実施計画（令和5年度分）を作成し、市・関係機関・団体が講ずべき交通安全の施策を推進している。

5 交通安全推進協議会

家庭・地域・職場等において交通安全思想の啓蒙と、市民の交通安全運動の発展を図るため、昭和57年3月30日に発足した。市・山形警察署・山形地区交通安全協会をはじめとした21の行政機関や交通安全関係団体等で構成されている。

消費者行政（消費生活センター）

「消費者基本法」に基づき、山形市消費生活の安定及び向上に関する条例を平成17年12月に制定し、市民の消費生活の安定と向上を図っている。

また、消費者の保護と自立の支援を消費者施策の両輪として総合的に推進するため、山形市消費者行政に関する基本方針を平成20年1月に定め、具体的な消費者施策を実施している。

なお、消費者及び有識者の意見を施策に反映させるため、山形市消費生活の安定及び向上に関する条例に基づき、消費生活審議会を開催している。

1 消費者意識の啓発・支援の強化及び市民組織との連携（令和5年度実績）

(1) 消費生活センター

消費者の保護及び支援施策を総合的に推進する施設の運営管理及び各種事業を実施した。

○開館日 火曜日から日曜日（祝日、月曜日と祝日が重なる日の翌日、年末年始を除く）

○開館時間 午前8時30分から午後5時15分

(2) 消費者教育・啓発

複雑多様化する消費者問題に市民が対応できるよう、消費生活に関する知識や情報を提供するための事業を実施した。

① 消費生活講座

ア 消費生活出前講座

消費者契約や悪質商法について、公民館、学校、企業等に出向いて講座を開催した。（45講座、計2,849人参加）

イ 暮らしの講座

消費生活に関する正しい情報を提供するため講座を実施した。（2講座、計50人参加）

ウ 知るぼると生活講座

適切な金融知識の普及を図るために、山形県金融広報委員会との共催で講座を実施した。（2講座、計29人参加）

② 消費者啓発協力員による啓発

ア 消費者アドバイザー

山形市消費者アドバイザーを設置し、地域において悪質商法等に関する啓発や、情報の収集・提供を行った。

（令和6年3月31日現在40人）

イ 消費者啓発ボランティア

消費者啓発ボランティアを設置し、「悪質商法に係る情報」を地域において口コミ等できめ細かに提供するように努めた。（令和6年3月31日現在65人）

ウ 消費者啓発協力員の学習会等

消費者啓発の推進に向けて消費者アドバイザー向け及び消費者啓発ボランティア向けの講演会を各々開催した。

（3講座、計55人参加）また、消費者アドバイザー及び消費者啓発ボランティアへ消費者トラブルに関する啓発本を配布した。

③ パネル展示による啓発

消費生活センター内に啓発パネルを常設展示した。

④ 広報等による啓発

消費者被害が予想され、被害の拡大が懸念される情報を、広報やまがたやホームページに掲載するとともに公民館報等への掲載を依頼した。また、消費生活センター情報として消費者啓発協力員等に啓発チラシを配布した。

⑤ 消費生活メールマガジン等の配信

山形市公式ホームページ及び携帯サイトより登録した一般消費者等に対して、悪質商法の注意喚起情報や消費者事故情報、暮らしの講座等消費生活イベント情報について、随時配信を行った。（計20回配信）また、山形市公式FacebookとLINEによる配信も行った。

⑥ マスメディアによる啓発

テレビ広報により「その儲け話、本当？副業や投資のトラブルに注意」のテーマで、儲け話をきっかけとするトラブルについて注意喚起をするとともに、消費生活相談窓口（消費生活センター）の紹介を行った。（テレビ広報1回）

⑦ 啓発資料・物品の配布

チラシ等の啓発資料を作成し、各種講座や消費生活センター等で配布した。

⑧ 消費者月間事業

5月の消費者月間において、消費者トラブルの事例と対処法や消費生活団体活動を紹介したパネル展（会場：霞城セントラル1階アトリウム）を開催した。

(3) 消費者団体の育成・支援

- ① 山形市消費者連合会に対して補助金を交付し、組織力を高めるとともに実践活動を支援した。(補助金額250千円)
- ② 消費者団体の自主的な活動を支援するため活動場所の提供等を行うほか、活動報告パネル展の開催を支援した。

2 安全で合理的な消費生活の確保

(1) 消費生活相談

消費生活専門指導相談員 1 名及び消費生活専門相談員 5 名が、電話や来所による相談を受け処理した。

相談内訳

(令和 5 年度)

区 分	件 数	区 分	件 数	区 分	件 数
商品一般	204	その他の商品	4	教育サービス	4
食料品	121	クリーニング	6	教養・娯楽サービス	161
住居品	72	レンタル・リース・賃借	75	保健・福祉サービス	76
光熱水品	32	工事・建築・加工	47	他の役務	138
被服品	85	修理・補修	37	内職・副業・ねずみ講	4
保健衛生品	140	管理・保管	3	他の行政サービス	16
教養娯楽品	137	役務一般	22	他の相談	46
車両、乗り物	53	金融・保険サービス	136	計	1,777
土地・建物・設備	24	運輸・通信サービス	134		

(2) 適正な表示の推進

家庭用品品質表示法、消費生活用製品安全法及び電気用品安全法に基づき市内の量販店等に立入検査を実施した。

(令和 5 年度)

区 分	検査店舗数	検査品目数	検査点数	不適正表示の件数
家庭用品	5	5	60	0
消費生活用製品	5	4	67	0
電気用品	5	4	11	0



計 量 行 政（消費生活センター）

昭和31年から計量特定市として、計量法及び山形市消費生活の安定及び向上に関する条例第10条の規定に基づき、特定計量器の定期検査、立入検査等を実施している。

1 特定計量器定期検査

取引・証明に使用する特定計量器について、市内を東西に区分して2年に1回の周期で定期検査を実施している。市の指定定期検査機関に検査業務を委託し、令和5年度は西部地区の検査を実施した。

計量器定期検査結果

（令和5年度）

区 分	検査戸数	検査個数	不合格数	不合格率(%)
集 合 検 査	136	244	1	0.4
所 在 場 所 検 査	285	904	6	0.7
合 計	421	1,148	7	0.6

2 立 入 検 査

(1) 商品量目立入検査

量目表記商品について立入検査を実施した。

（令和5年度）

区 分	検査事業所	正量個数	不足個数	計
中 元 期	9	375	0	375
年 末 年 始 期	8	277	0	277
合 計	17	652	0	652

(2) 特定計量器立入検査

燃料油メーターの封印線の着脱及び検定有効期間等、管理状況の検査を実施した。

① 燃料油メーター立入検査結果

（令和5年度）

検査事業所	検査台数	不適正台数	不適正率(%)
7	55	0	0

② 証明用電気計器立入検査結果

（令和5年度）

検査事業所	検査台数	不適正台数	不適正率(%)
2	13	1	7.7

3 計量意識の啓発

計量制度の普及及び計量意識の向上を目的として啓発事業を実施した。

(1) くらしと計量展

○開催日 令和5年10月29日

○場 所 イオンモール山形南

○内 容 啓発パネル・各種計量器の展示、計量チラシ等の配布、計量クイズ等の実施

(2) 親子はかり作り教室

○開催日 令和5年7月29日

○場 所 消費生活センター

○参加者 親子7組15人

市 民 相 談（市民相談課）

1 一般相談（毎週月曜日～金曜日）

市政に対する相談（苦情・要望・提言）の処理にあたっては、即決を原則としている。相談の内容によって、即決にくい専門的判断を要する場合や、複数の分野にまたがる場合は、時間がかかることを了解してもらいながら解決を図り、市民の信頼を得ている。

また、市民の生活上の相談も行っている。

年度 \ 区分	一 般 相 談	市の行政に関する相談
令和3年度	2,790 件	347 件
令和4年度	1,904 件	408 件
令和5年度	1,436 件	417 件

2 行政に関する相談（毎月第3火曜日）

国・県等への意見・要望・提言等についての相談を受けるため、総務省の行政相談委員による相談を行っている。

令和5年度 相談件数 5件

3 人権・困り事相談（毎月第2火曜日）

国民の基本的人権の侵犯の監視救済をし、常に自由人権思想の普及高揚を図るため、人権擁護委員による人権相談を行っている。

令和5年度 相談件数 7件

4 行政書士相談（毎月第2月曜日）

官公署に提出する書類、その他権利義務・事実証明に関する書類等の作成とその手続きについて相談を行っている。

令和5年度 相談件数 87件

5 登記手続相談（毎月第3水曜日）

法務局に提出する財産相続、売買、贈与等に関する登記書類の作成と、その手続き、土地全般に関する相談を受けるため、司法書士による相談を行っている。

令和5年度 相談件数 73件

6 土地境界に関する相談（毎月第2木曜日）

土地の境界問題等に関する相談に対応するため、土地家屋調査士による相談を行っている。

令和5年度 相談件数 29件

7 司法書士相続登記相談（毎月第2金曜日・第4月曜日）

法務局に提出する財産相続に関する登記書類の作成とその手続き等、相続登記に関する相談を受けるため、司法書士による相談を行っている。

令和5年度 相談件数 207件



情 報 公 開（市民相談課）

山形市では、市政への市民参加の促進と信頼の確保、さらには公正かつ民主的な開かれた市政の実現を目的として情報公開条例を制定し、市長・教育委員会・選挙管理委員会・監査委員・農業委員会・固定資産評価審査委員会・上下水道事業管理者・病院事業管理者・消防長・議会を実施機関として、平成10年7月1日から実施している。

1 行政文書の公開

(1) 公開の対象となる行政文書

実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画、電磁的記録で、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているもの。ただし、次のものを除く。

- ① 一般に容易に入手することができるもの又は一般に利用することができる施設で閲覧等の方法により情報が提供されているもの
- ② 歴史的、文化的な資料又は学術研究用の資料として特別の管理がされているもの

(2) 請求権者

住所、国籍、年齢の区分なく、何人でも行政文書の公開を請求することができる。

(3) 公開・非公開の決定

実施機関は、公開請求があった日の翌日から起算して14日以内に公開するかどうかの決定を行う。やむを得ない理由により14日以内に決定をすることができないときは、決定期間を延長する場合がある。

(4) 非公開情報

行政文書は、原則公開であるが、個人・法人の権利利益や公共の利益など、一定の合理的理由に基づいて保護する必要がある次のような情報は非公開となることがある。

- ① 法令秘情報
- ② 個人情報
- ③ 法人等事業活動情報
- ④ 審議、検討、協議情報
- ⑤ 事務事業執行情報
- ⑥ 公共の安全秩序維持情報
- ⑦ 行政機関等匿名加工情報又は削除情報

区分 年度	請 求	公 開	部分公開	非公開	取り下げ
令和3年度	1,267件	1,177件	68件	12件	10件
令和4年度	1,284件	1,251件	25件	7件	1件
令和5年度	1,366件	1,299件	48件	15件	4件

(5) 費用の負担

公開を請求した者が写しの交付により行政文書の公開を受けようとするときは、写しの作成及び送付に要する費用を負担する。

(令和5年度)

2 審議会等の会議の公開

(1) 公開の対象となる会議

① 附属機関の会議

地方自治法第138条の4第3項の規定に基づき
設置された審議会等の会議

② 附属機関に類するものの会議

要綱等により市民、学識経験者など本市の職員以外の者で構成され、本市の事務について意見の聴取等を行うため、実施機関のもとに置かれた懇話会、懇談会等の会議

(2) 公開の方法

会議の会場に一定の傍聴席を設け、希望する市民等に、傍聴を認めることにより行う。

(3) 会議の公開・非公開の決定等

会議は原則公開であるが、次に掲げる非公開とする基準に該当するかどうかを、審議会等の長が当該会議に諮って公開・非公開の決定を行う。

- ① 会議での審議内容が、上記行政文書の公開において掲げた6項目の非公開情報に該当すると認められるとき
- ② 会議を公開することにより、審議の妨害や委員に対する圧力等で公正かつ円滑な審議が著しく阻害され、会議の目的を達成できなくなることが予測されるとき

個人情報保護（市民相談課）

山形市では、市民の基本的人権の擁護及び公正かつ民主的な市政の推進を目的として個人情報保護条例（以下「保護条例」という。）を制定し、平成13年4月1日から実施していた。

令和5年4月1日に改正後の個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）が施行され、新たに山形市個人情報の保護に関する法律施行条例（以下「施行条例」という。）を制定したことにより、保護条例を廃止し、同日以後の個人情報の取扱い等については、同法及び施行条例に基づき実施している。

なお、個人情報とは、生存する個人に関する情報であつて、氏名、生年月日など特定の個人を識別できるもの及び個人識別符号（指紋データ、旅券番号など）をいう。

1 市が保有している個人情報の適切な取扱い等

(1) 個人情報の保有の制限等

個人情報を保有するに当たっては、法令の定める所掌事務又は業務を遂行するため必要な場合に限り、かつ、その利用目的をできる限り特定する。また、特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を保有しない。

(2) 適正な取得

偽りその他不正の手段により個人情報を取得しない。

(3) 利用・提供の制限

法令に基づく場合を除き、保有している個人情報を事務の目的の範囲を超えて自ら利用し、又は外部に提供することを原則として禁止する。

(4) 安全管理措置

保有している個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の保有個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じる。

2 自己情報の開示請求権等

(1) 開示請求権

市が保有している個人情報について、本人がその開示を求めることができる。

(2) 訂正請求権

開示を受けた個人情報に、事実の誤りがあるときは、その訂正を求めることができる。

(3) 利用停止請求権

開示等の決定を受けた個人情報が、法の規定に反して取り扱われているときは、その利用停止を求めることができる。

(4) 開示等をするかどうかの決定

開示請求の場合は請求があつた日の翌日から起算して14日以内に、訂正請求、利用停止請求の場合は請求があつた日の翌日から起算して30日以内に開示、訂正、利用停止を行うかどうかの決定を行う。ただし、やむを得ない理由があるときは、決定期間を延長する場合がある。

(5) 不開示情報

請求があつた個人情報は、原則開示となるが、個人・法人の権利利益や公共の利益など、一定の合理的理由に基づいて保護する必要がある次のような情報は、不開示となる場合がある。

① 請求者の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報

② 第三者情報

③ 法人等事業活動情報

④ 国の安全等の情報

⑤ 公共の安全秩序維持情報

⑥ 審議、検討、協議情報

⑦ 事務事業執行情報

(6) 費用の負担

開示を請求した者が写しの交付により個人情報の開示を受けようとするときは、写しの交付及び送付に要する費用を負担する。

区分 年度	請 求	開 示	部分開示	非開示	取り下げ
令和3年度	13件	2件	8件	3件	—
令和4年度	19件	8件	9件	2件	—
令和5年度	13件	4件	7件	2件	—



国 民 健 康 保 険（国民健康保険課）

1 国民健康保険事業

(1) 加入状況（令和5年度決算）

（令和6年3月末現在）

全 市		国 民 健 康 保 険		加 入 率(%)
世 帯 数	人 口	世 帯 数	被保険者数	
世帯 105,741	人 236,855	世帯 26,735	人 39,379	世 帯 数 25.17
				被保険者数 16.63

(2) 給付内容

① 療養の給付

区 分	給 付 割 合
未就学児	8割
未就学児及び70歳以上以外	7割
70歳以上	8割
70歳以上（一定以上所得者）	7割

② 出産育児一時金 1件 500,000円 ※産科医療補償制度加入の場合

③ 葬祭費 1件 50,000円

(3) 給付実績（令和5年度）

区 分	件 数	費 用 額	保険者負担分	一 件 当 り 費 用 額	年 間 平 均 被 保 険 者 数
療 養 給 付 一般	841,940	18,189,076,755	13,387,902,564	21,604	一般 人
退職	-	-	-	-	40,613
療 養 費 等 一般	10,755	95,480,567	70,407,871	8,878	退職
退職	-	-	-	-	-
高 額 療 養 費 一般	32,492		1,983,450,378	61,044	全体
退職	-		-	-	40,613
出 産 育 児 一 時 金	72		33,992,202	500,000	
葬 祭 費	282		14,100,000	50,000	
傷 病 手 当 金	8		209,363		

(4) 令和6年度の給付費予算（当初）

① 療養給付費

区 分	保険者負担分	一人当り給付費	被保険者数
一 般 被 保 険 者	千円 13,612,673	円 347,839	人 39,135

② 療 養 費

区 分	保険者負担分	一人当り給付費	被保険者数
一 般 被 保 険 者	千円 72,083	円 1,842	人 39,135

③ その他の給付

区 分	出 産 育 児 一 時 金			葬 祭 費			傷 病 手 当 金		
	支 給 額	件 数	金 額	支 給 額	件 数	金 額	支 給 額	件 数	金 額
予 算	円 500,000	件 90	千円 45,000	円 50,000	件 300	千円 15,000	円 -	件 15	千円 450

(5) 国民健康保険税（現年課税分）

区 分	収 納 額	調定見込額	一世帯当たり調定見込額		一人当たり調定見込額	
			金 額	前年度比	金 額	前年度比
	千円	千円	円	%	円	%
令和5年度当初予算	4,111,016	4,435,805				
〃 (医療分)	2,976,068	3,201,451	159,001	97.28	107,210	100.03
〃 (支援金分)	890,097	958,434				
〃 (介護分)	244,851	275,920				
令和5年度決算見込	4,188,614	4,483,479				
〃 (医療分)	3,015,709	3,217,993	164,194	101.20	110,395	103.03
〃 (支援金分)	912,358	974,730				
〃 (介護分)	260,547	290,756				
令和6年度当初予算	4,024,488	4,293,471				
〃 (医療分)	2,901,061	3,086,289	160,708	101.07	109,709	102.33
〃 (支援金分)	879,779	937,092				
〃 (介護分)	243,648	270,090				



(6) 税率等

① 医療分（令和4年度改正）

区 分	変 更 前	変 更 後	
	税 率 等	税 率 等	備 考
所 得 割 額	9.42%	9.42%	令和4年度分以降
被保険者均等割額	22,800円	22,800円	
世帯別平等割額	26,700円	26,700円	
課税限度額	630,000円	650,000円	

② 後期高齢者支援金分（令和6年度改正）

区 分	変 更 前	変 更 後	
	税 率 等	税 率 等	備 考
所 得 割 額	2.79%	2.79%	令和6年度分以降
被保険者均等割額	6,700円	6,700円	
世帯別平等割額	8,400円	8,400円	
課税限度額	220,000円	240,000円	

③ 介護分（令和2年度改正）

区 分	変 更 前	変 更 後	
	税 率 等	税 率 等	備 考
所 得 割 額	2.08%	2.08%	令和2年度分以降
被保険者均等割額	13,600円	13,600円	
課税限度額	160,000円	170,000円	

(7) 事業経営の状況

(単位：円)

年 度	決 算 額			一般会計からの繰入金
	歳 入	歳 出	収 支 差 引	
平成 6	12,944,302,119	12,046,036,602	898,265,517	546,300,720
7	13,443,079,708	12,689,582,348	753,497,360	544,714,000
8	13,846,317,682	12,965,912,265	880,405,417	560,612,060
9	13,727,144,504	12,931,116,192	796,028,312	572,240,120
10	14,108,215,020	13,354,265,479	753,949,541	584,676,860
11	15,008,066,048	14,614,149,944	393,916,104	598,310,640
12	15,497,582,746	15,261,873,672	235,709,074	646,775,160
13	16,279,838,791	16,269,374,160	10,464,631	681,775,000
14	16,280,809,191	16,270,989,020	9,820,171	673,078,200
15	18,163,948,957	17,894,753,835	269,195,122	1,202,136,690
16	18,919,760,859	18,497,929,696	421,831,163	1,175,954,946
17	19,855,815,572	19,518,850,640	336,964,932	1,261,499,000
18	20,707,576,864	20,573,981,846	133,595,018	1,170,907,000
19	22,625,808,688	22,615,133,554	10,675,134	1,348,189,000
20	22,141,191,230	21,521,813,329	619,377,901	1,116,049,630
21	22,434,236,676	22,047,470,605	386,766,071	1,124,748,356
22	23,528,613,428	22,791,930,570	736,682,858	1,775,887,042
23	24,705,366,963	23,408,522,918	1,296,844,045	1,762,875,624
24	25,869,824,871	24,949,486,023	920,338,848	1,761,501,405
25	24,900,337,786	24,391,636,948	508,700,838	1,268,574,705
26	24,680,822,972	23,728,627,570	952,195,402	1,255,722,611
27	27,728,742,531	27,688,936,129	39,806,402	1,523,059,463
28	27,268,155,188	26,695,120,231	573,034,957	1,557,724,588
29	27,086,480,596	26,135,677,386	950,803,210	1,676,725,851
30	23,393,553,572	23,107,268,083	286,285,489	1,557,583,093
元	23,062,029,040	22,803,883,328	258,145,712	1,464,676,980
令和 2	22,343,007,579	21,721,258,368	621,749,211	1,552,306,601
3	23,490,934,791	22,833,077,124	657,857,667	1,496,099,878
4	22,415,413,370	22,178,714,592	236,698,778	1,525,774,857
5	22,331,302,140	21,903,888,488	427,413,652	1,528,600,029

(8) データヘルス計画に基づく保健事業（令和6年度）

データヘルス計画に基づき、以下の保健事業を実施し、国民健康保険加入者の健康寿命の延伸を図る。

- ① 特定健診受診促進事業
- ② 特定保健指導利用促進事業
- ③ 生活習慣病重症化予防事業（要治療者に対する受診勧奨事業）
- ④ 糖尿病および慢性腎臓病（CKD）重症化予防事業（健診後受診勧奨事業）
- ⑤ 糖尿病治療中断者に対する医療機関受診勧奨事業
- ⑥ 人工透析導入ハイリスク者に対する保健指導
- ⑦ かかりつけ医からの依頼による保健指導
- ⑧ 重複多剤服薬対策事業
- ⑨ ジェネリック医薬品普及促進事業

2 後期高齢者医療

(1) 加入状況（令和6年3月31日現在）

県全体加入者数	山形市加入者数	加入率
196,211 人	40,698 人	20.7 %

(2) 保険料徴収額（令和5年度）

現年度分		滞納繰越分	合計
特別徴収保険料	普通徴収保険料		
1,835,646,000 円	1,053,136,280 円	10,126,685 円	2,898,908,965 円

(3) 後期高齢者医療広域連合納付金（令和5年度）

保険料等負担金	事務費負担金	合計
3,522,748,478 円	158,349,353 円	3,681,097,831 円



